（国土交通省組織規則の一部改正）

第十三条　国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第百二条第二項第三号中「及び揮発性物質放出防止措置手引書」を「、揮発性物質放出防止措置手引書、二酸化炭素放出抑制航行手引書及び二酸化炭素放出抑制指標」に改める。

第百三条第六項第一号ロ中「の承認」の下に「、二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認、二酸化炭素放出抑制指標に係る確認」を加える。

（地方運輸局組織規則の一部改正）

第十四条　地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第八十条第一項第二号、第百二十七条第二項第九号及び第百五十三条第二項第九号中「の承認」の下に「、二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認、二酸化炭素放出抑制指標に係る確認」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

（改正法附則第二条第一項の国土交通省令で定める中間検査）

第二条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）附則第二条第一項の国土交通省令で定める中間検査は、第四条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（附則第四条において「新検査規則」という。）第十四条第一項に規定する第一種中間検査とする。

（第一議定書締約国の現存船以外の現存船への適用開始日）

第三条　改正法附則第五条第一項の国土交通省令で定める日は、平成二十八年三月三十一日とする。

（経過措置）

第四条　この省令の施行の際現に交付されている第四条の規定による改正前の海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第十二号の三様式の国際汚水汚染防止証書及び第十二条の規定による改正前の国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則第七号様式の船舶保安証書は、新検査規則十二号の三様式の国際汚水汚染防止証書及び第十二条の規定による改正後の国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則第七号様式の船舶保安証書とみなす。

（排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく国土交通省令の適用関係の整理に関する省令の一部改正）

第五条　排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく国土交通省令の適用関係の整理に関する省令（平成八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項及び第三条第一項中「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令」に改める。

○国土交通省・環境省令第三号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の二十六第一項第二号の規定に基づき、二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令を次のように定める。

平成二十四年十二月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令

（定義）

第一条　この省令において「タンカー等」とは、タンカー及び有害液体物質ばら積船（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）第一条第五項に規定する有害液体物質ばら積船をいう。）であって、二酸化炭素放出抑制対象船舶（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「法」という。）第十九条の二十六第二項の規定により同条第一項の規定を適用しないこととされた船舶を除く。以下「指標確認対象船舶」という。）であるものをいう。

2　この省令において「液化ガスばら積船」とは、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第百四十二条に規定する液化ガスばら積船であって、指標確認対象船舶であるものをいう。

3　この省令において「貨物船」とは、旅客船（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第八条に規定する旅客船をいう。）、タンカー等及び液化ガスばら積船以外の船舶であって、指標確認対象船舶であるものをいう。

4　この省令において「ばら積貨物船」とは、その貨物倉がばら積みの固体貨物の輸送のための構造を有する貨物船をいう。

5　この省令において「コンテナ船」とは、専ら貨物倉及び甲板にコンテナを積載して運送する貨物船をいう。

6　この省令において「冷凍運搬船」とは、専ら冷凍され、又は冷蔵された貨物を積載して運送する貨物船をいう。

7　この省令において「一般貨物船」とは、第四項から前項までに規定する貨物船及び自動車その他の貨物を通常水平方向に積卸しすることができる構造を有する貨物船以外の貨物船をいう。

8　前各項に規定するもののほか、この省令において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（二酸化炭素放出抑制指標の基準）

第二条　法第十九条の二十六第一項第二号の国土交通省令・環境省令で定める基準は、次の表の上欄に掲げる船舶の用途及び同表の中欄に掲げる船舶の大きさに関する指標に応じ、それぞれ同表の下欄に定める基準（同表の上欄に掲げる船舶の用途の二以上に該当するときは、その該当する船舶の用途及び同表の中欄に掲げる船舶の大きさに関する指標に係る同表の下欄に定める基準のうち最も厳しい基準）とする。

船舶の用途	船舶の大きさに関する指標	二酸化炭素放出抑制指標の基準
一　タンカー等（次号に掲げるものを除く。）	Dwが二万トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が1218.80Dw$^{-0.0610}$以下であること。
	Dwが二万トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
二　タンカー等（その貨物倉の一部分がばら積みの固体貨物の輸送のための構造を有するものに限る。）	Dwが二万トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が1219.00Dw$^{-0.0610}$以下であること。
	Dwが二万トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
三　液化ガスばら積船	Dwが一万トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が1120.00Dw$^{-0.0610}$以下であること。
	Dwが一万トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。